

## 福祉医療費助成制度

医療機関の受診時に「健康保険証」と「福祉医療費受給者証」を提示すると、保険診療の医療費が無料になります。申請に必要なものを持参し手続きしてください。

※所得証明書、所得課税証明書、Wage and Tax Statementは申請日によって必要な年度が異なりますので、事前に問い合わせてください

☎高齡障害課 ☎295074(1階⑬番窓口)、総合支所、支所

## 重度心身障害者医療費助成制度

### ●対象

身体障害者手帳1〜3級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級のいずれかを受給している人

### ●所得要件

老齢福祉年金の本人所得制限額を超えないこと

### ●申請に必要なもの

印鑑、健康保険証、身体障害者手帳など障害の程度が確認できるもの、所得証明書（転入者のみ）、本人と健康保険被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード、申請者の身分証明書

## 乳幼児医療費助成制度・こども医療費助成制度(米軍再編に伴う交付金事業)

※異なる制度ですが、分かりやすくするためまとめて記載しています

10月から所得制限の見直し

と対象年齢の拡大を検討しています。全ての乳幼児・児童に申請書を送付していますので、早めに提出してください。

### ●対象(拡大前)

義務教育就学前の乳幼児、小学生

### ●所得要件(拡大前)

父母の市町村民税の税額控除前の所得割額が、制限額以下であること(制限額は世帯により異なります)

※母親が出産、病気などにより離職し、当分の間就労できない場合は、母親の所得割額を除くことができます

### ●申請に必要なもの

印鑑、対象乳幼児・小学生の記載がある健康保険証、父母の所得課税証明書(転入者のみ)、Wage and Tax Statement(父母が基地内勤務の外国人の人のみ)、対象乳幼児・小学生と父母および健康保険被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード、申請者の身分証明書

## ひとり親家庭等医療費助成制度

### ●対象

18歳未満の児童と児童を有する人で、次のいずれかに該当する人

①ひとり親家庭の父と児童、または母と児童

②父母のいない児童

③配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている家庭の児童  
④そのほか何らかの理由で、配偶者が扶養できない状態にある児童

### ●所得要件

市町村民税の所得割額が制限額以下であること(制限額は世帯により異なります)

### ●申請に必要なもの

印鑑、健康保険証、ひとり親家庭などであることが確認できるもの(児童扶養手当証、遺族年金証書、戸籍謄本など)、同居家族全員の所得課税証明書(転入者のみ)、世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード、申請者の身分証明書

こんなときは

注意してください!

●保育園、幼稚園、小学校でけがなどをした場合

このような場合は「日本スポーツ振興センター」から災害給付金として医療費の給付を受けられる場合があります。この場合に福祉医療費受給者証を使用すると、医療費の二重受け取りになり市へ返金していただくことがありますので、福祉医療費受給者証は使用しないでください。

●交通事故など他人からの加害によってけがなどをした場合

医療の原因が交通事故等第三者行為の加害によるものであるときは、福祉医療費受給者証を使用しないでください。

### ●医療費が高額になった場合

入院などで医療費が高額になった場合は、健康保険から高額療養費として医療費の一部が払い戻される場合があります。ただし福祉医療を受給している人の医療費の自己負担分は、市が支払っています。加入している健康保険から高額療養費や付加金の払い戻しを受けた場合は、市へ返金していただく必要がありますので連絡してください。

